8　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の取得又は処分の場合は、「2　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「株式又は持分の別」欄に「出資証券」と記入すること。

9　第7条第3項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い記入すること。

(1)　「2　取得、一任運用又は処分の内容」欄及び「3　出資比率」欄に、報告の対象となった事実の内容（その事実の直接の要因となった株式の処分の内容）について記入すること。

(2)　報告の対象となった事実の内容が、株式の処分以外のものである場合には、「4　その他の事項」欄にその内容について記入すること。

10　上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本工業規格A4）

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の日以前にした外国為替及び外国貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等については、なお従前の例による。

第三条　この命令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条　この命令による改正後の別紙様式第十一及び第十九による報告書については、当分の間、この命令による改正前の別紙様式第十一及び第十九による報告書を取り繕い使用することができる。

（外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「七七」を「七九」に改める。

別表中

七五	対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）
七六	第六条の二
七七	第六条の三
七八	第七条第一項
七九	第七条第三項

を

七五	対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）
七六	第六条の二
七七	第六条の三
七八	第七条第一項
七九	第七条第三項

に改める。

省　令

○財務省令第七十二号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）を実施するため、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月二十日

財務大臣　麻生　太郎

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

別紙第三号書式（甲）に次のように加える。

(4)　財務大臣の承認を得ないで、重要な財産を譲渡し、又は担保に供してはならないものとする。

別紙第三号書式（甲）の備考に次のように加える。

7　貸付決定時において、重要財産の処分に対する承認の規定の適用が適当でないと認められるものについては、「償還期限」中の(4)は記載しないものとする。

別紙第三号書式（乙）に次のように加える。

(4)　財務大臣の承認を得ないで、重要な財産を譲渡し、又は担保に供してはならないものとする。

別紙第四号書式に次のように加える。

(4)　財務大臣の承認を得ないで、重要な財産を譲渡し、又は担保に供してはならないものとする。

別紙第四号書式の備考に次のように加える。

7　貸付決定時において、重要財産の処分に対する承認の規定の適用が適当でないと認められるものについては、「償還期限」中の(4)は記載しないものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（旧書式の使用）

第二条　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○財務省令第七十三号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）を実施するため、歳入徴収官事務規程及び財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月二十日

財務大臣　麻生　太郎

歳入徴収官事務規程及び財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令

（歳入徴収官事務規程の一部改正）

第一条　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

別紙第四号の八書式及び別紙第四号の九書式を次のように改める。